

○新庄市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

平成21年4月

告示第35号

(目的)

第1条 市長は、住宅の所有者に対し、耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、及び耐震改修計画を作成することにより、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(平22告29・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を、日本建築防災協会の作成した一般診断法により評価することをいう。

(2) 耐震改修計画 耐震診断の結果に基づき、補強後の上部構造評点が1.0以上になる補強方法及び概算の経費について住宅の所有者に提案する計画をいう。

(3) 耐震診断士 市が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録された者をいう。

(平22告29・一部改正)

(対象住宅)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存し、かつ、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅

(2) 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅

(3) この要綱に基づく耐震診断の実施及び耐震改修計画の作成を過去に受けていないもの

(平22告29・一部改正)

(派遣の申請)

第4条 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者(対象住宅が共有に係るものである場合は、共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1名をいう。)は、構造的に独立した棟毎に、新庄市木造住宅耐震診断士派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、耐震診断士の派遣及び派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）を決定し、新庄市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該決定通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、決定通知書を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに新庄市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、新庄市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣診断士の派遣)

第8条 市長は、第5条第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

(診断結果及び耐震改修計画の通知)

第9条 耐震診断の結果及び耐震改修計画は、新庄市木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断結果及び耐震改修計画通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。ただし、耐震改修計画は、耐震診断の結果による上部構造評点が、1.0未満の場合に限る。

(平22告29・旧第11条繰上・一部改正)

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第10条 市長は、耐震診断の結果及び耐震改修計画に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指

導及び助言をすることができる。

(平 2 2 告 2 9 ・ 旧 第 1 2 条 繰 上 ・ 一 部 改 正)

(派遣診断士の守秘義務等)

第 1 1 条 派遣診断士は、当該耐震診断及び耐震改修計画に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断及び耐震改修計画に関し、派遣対象者から直接費用等を受け取ること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(平 2 2 告 2 9 ・ 旧 第 1 3 条 繰 上 ・ 一 部 改 正)

(業務の委託)

第 1 2 条 市長は、この事業に関する業務の一部を委託することができる。

(平 2 2 告 2 9 ・ 旧 第 1 4 条 繰 上)

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 2 告 2 9 ・ 旧 第 1 5 条 繰 上)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 告 示 第 2 9 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の新庄市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定により耐震診断を受けた者は、第 3 条第 3 号の規定にかかわらず、当該対象住宅に係る耐震改修計画の作成について、第 4 条の申請書を提出することができる。

附 則 (令和 3 年 1 0 月 告 示 第 1 2 1 号)

(施行日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に印刷済の用紙は、なお当分の間使用することができる。

様式 略